

令和6年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

進捗状況評価基準
A: 予定通り(予定以上に)進捗しているB: 遅れている
C: 取組みが進んでおらず、成果はなかったD: 廃止・組替え

令和7年7月25日(金)
第1回子ども・子育て会議資料③-2

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標			
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度		
Ⅰ：子どもの健やかな成長を支援します	1・遊び場・子どもの居場所づくり	1.児童館事業	子育て支援課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。 また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。	実施か所数/か所	2	2	2	2	2	2	A	人気講座を多く実施したり、工夫あふれる行事を実施することによって利用者増に努める。丸亀市児童館のあり方を検討する。		
						利用者計/人	43,015	25,638	22,483	31,939	34,765	30,477				
						子ども/人	29,153	17,022	15,099	21,554	23,810	21,121				
						大人/人	13,862	8,616	7,384	10,385	10,955	9,356				
			人権課			実施か所数/か所	4	4	4	4	4	4	A	施設整備や新規事業の検討を順次行い、隣保館と連携しつつ、子どもの遊び場・居場所づくりに寄与する。		
						利用者計/人	15,383	6,127	6,576	6,722	6,816	7,000				
						子ども/人	13,499	3,983	4,945	5,186	5,110	4,969				
						大人/人	1,884	(建て替え工事の関係で地域の利用あり) 2,144	1,631	1,536	1,706	2,031				
		2.遊び場の整備	都市計画課	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	実施か所数/か所	3	4	2	1	4	4	A	方針と同様		
			都市計画課	地域に遊び場が少ない子どものために私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	実施か所数/か所	5	5	5	5	5	5	A	方針と同様		
		3.地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。	実施か所数/か所	4	4	4	3	4	4	A	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行う。利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していく。		
						利用者計/人	25,484	16,121	18,826	21,629	24,405	29,254				
						子ども(対象児)/人	12,989	8,240	9,505	10,702	11,545	13,795				
						子ども(対象外児)/人	761	325	225	659	752	1,290				
						大人/人	11,734	7,556	9,096	10,268	12,108	14,169				
			幼保運営課			実施か所数/か所	6	6	6	7	7	7	A	乳児期においては、保護者の愛情をもって育むことも重要と言われているため、家庭保育の推進の観点からも支援センターの利用をPRしていく必要がある。		
						利用者計/人	22,291	15,939	9,631	13,505	20,253	19,784				
						子ども(対象児)/人	11,965	8,085	4,897	6,817	10,091	9,746				
						子ども(対象外児)/人	604	521	268	444	362	448				
						大人/人	9,722	7,333	4,466	6,244	9,800	9,590				
		4.子ども会活動等の団体活動	まなび文化課	子ども会活動等、活動の場を提供することにより子どもたちの健全育成やリーダーの養成に努める。	少年団体や子ども会と連携して、子どもたちの活動の場や居場所作りに努めます。	実施回数/回 (参加者数/人)	5 (367)	3 (168) 新型コロナウイルスの影響で実施数減	3 (58) 新型コロナウイルスの影響で実施数・参加者数減	6 (282) 新型コロナウイルスの規制緩和に伴い、実施数・参加者数ともに増	6 (107)	7 (258)	A	事務局体制の安定化を図り、参加者数が増加するよう、居場所づくりとして参加しやすい活動を企画するとともに、参加者が活動に対する目的意識を持ち、学習成果を可視化できるよう、各事業の実施方法等を改善する。		

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
	2 ・ 総合的な放課後児童対策	1.新・放課後子ども総合プランの推進	教育部総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「青い鳥教室」の充実と「放課後子供教室」の拡大に努めるとともに、両事業を連携して実施していく。	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子供教室」の拡大に努めます。 また、「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子供教室」を令和6年度までに1か所整備することを目指します。	青い鳥実施か所数/教室 (子ども教室か所数/か所)	31 (8)	32 (12)	32 (12)	33 (8)	33 (9)	32 (9)	A	「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業の拡大
						東中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (2)	8 (2)	8 (2)		
						西中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	7 (1)	8 (3)	8 (3)	9 (2)	9 (2)	9 (2)		
						南中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (2)	8 (3)	8 (3)		
						綾歌中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	4 (1)	4 (3)	4 (3)	4 (1)	4 (1)	3 (1)		
						飯山中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)		
Ⅰ：子どもの健やかな成長を支援します	3 ・ いじめ・不登校対策	1.いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。		教師の日常的な声かけや教育相談週間が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図った。市教委主催の合同進路相談会を開催し、進路に見通しが持てる機会を設けた。	定期的なアンケートを活用した相談活動が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的かつ効果的に活用することができた。市教委主催の合同進路相談会を開催し、進路に見通しがもてる機会を設けた。	定期的なアンケートを活用した相談活動が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的かつ効果的に活用することができた。市教委主催の合同進路相談会では、参加者も多く、年々効果的なものとなっている。	定期的なアンケートを活用した相談活動が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的かつ効果的に活用することができた。市教委主催の合同進路相談会では、通信制高校を中心に紹介し、参加者も増加している。	定期的なアンケートを活用した相談活動が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的かつ効果的に活用することができた。市教委主催の合同進路相談会では、通信制高校を中心に紹介し、参加者も増加している。	A	方針と同様	
		2.教育支援センターの設置	学校教育課	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取り組ませることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるように努める。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供して心を癒すとともに、遊びや学習を通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学校復帰や進路保障が出来るよう努めます。		小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒のほとんどが、高校進学を果たすことができた。	コロナの影響もあり、登校不安から教育支援センターの利用が多かった。中学生は進路保障に向けて、学校との相談活動を密に行った結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	児童生徒の実態に応じた教育支援センターの運営ができた。中学生は進路保障に向けて、学校との相談活動を密に行った結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	児童生徒の実態に応じた教育支援センターの運営ができた。中学生は進路保障に向けて、学校との相談活動を密に行った結果、中学3年生で通級していた生徒のほとんどが、高校進学を果たすことができた。	児童生徒の実態に応じた教育支援センターの運営ができた。中学生は進路保障に向けて、学校との相談活動を密に行った結果、中学3年生で通級していた生徒全員が自分の目標とする進路の実現を果たすことができた。	A	方針と同様	
		3.スクールカウンセラーの配置	学校教育課	悩みを抱えた子どもの精神面を支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーや県と協力して全小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。		子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	問題解決の困難な事案を扱うケース会議等において、学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、子どもの支援体制を整えることができた。各校のカウンセラーとも連携を深めて対応することができた。	学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、学校だけでは解決が難しい事案への助言や急を要するカウンセリングを行った。各校のスクールカウンセラーとも連携を深めて、子どもたちが安心してできる支援体制を整えることができた。	学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、学校だけでは解決が難しい事案への助言等を行ったり、関係機関との連携につなげたりした。各校のスクールカウンセラーとも連携を深めて、子どもたちが安心してできる支援体制を整えることができた。	学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、学校だけでは解決が難しい事案への助言等を行ったり、関係機関との連携につなげたりした。各校のスクールカウンセラーとも連携を深めて、子どもたちが安心してできる支援体制を整えることができた。	学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、学校だけでは解決が難しい事案への助言等を行ったり、関係機関との連携につなげたりした。各校のスクールカウンセラーとも連携を深めて、子どもたちが安心してできる支援体制を整えることができた。	A	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な 取り組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
		4.スクール ソーシャル ワーカー の配置	学校教育課	問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、迅速な対応が出来るようにします。		学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名について、中学校2校を拠点校として配置し、小・中学校の不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加、関係機関へのつなぎなど、迅速で効果的な対応ができた。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカー2名が、不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加など積極的に行っている。保護者が安心してソーシャルワーカーに相談するケースが多く見られた。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカー2名が、不登校児童・生徒への家庭訪問を定期的に行い、置かれている家庭環境や社会環境等の側面から状況を把握し、本人・保護者・学校にアドバイスや支援を行った。育児不安や虐待等の心配がある場合には、関係機関への情報提供等のコーディネートも行った。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカー3名が、不登校児童・生徒への家庭訪問を定期的に行い、置かれている家庭環境や社会環境等の側面から状況を把握し、本人・保護者・学校にアドバイスや支援を行った。育児不安や虐待等の心配がある場合には、関係機関への情報提供等のコーディネートも行った。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカー3名が、不登校児童・生徒への家庭訪問を定期的に行い、置かれている家庭環境や社会環境等の側面から状況を把握し、本人・保護者・学校にアドバイスや支援を行った。育児不安や虐待等の心配がある場合には、関係機関への情報提供等のコーディネートも行った。	市内5つの中学校にそれぞれスクールソーシャルワーカーを配置した。不登校児童・生徒への家庭訪問を定期的に行い、置かれている家庭環境や社会環境等の側面から状況を把握し、本人・保護者・学校にアドバイスや支援を行った。育児不安や虐待等の心配がある場合には、関係機関への情報提供等のコーディネートも行った。	A	方針と同様
	4 ・有害環境対策と非行等防止対策	1.フィルタリング利用の普及啓発などの有害環境対策、情報モラル教育	少年育成センター	少年育成センターの育成だより「かめっこ」では、携帯電話・スマートフォンなどを使う上でのマナーやルール、フィルタリングの利用等の啓発をする。また、学校教育の場において、メディアへの過度な依存に対する情報モラルの指導・啓発を推進する。	白ポストによる有害図書回収や、スマートフォン・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図る等、有害環境除去の対策に努めます。また、学校教育の場においてメディアへの過度な依存を防ぐための、情報モラルの指導・啓発を行っています。特にSNSによる被害を防いだり、ネット・ゲーム依存に陥らないようにするため、小中学生やその保護者を対象に身近な情報機器の適正利用に関する様々な啓発を実施します。		「かめっこ」7・10・1月号において「インターネットかしく安全に使うために」という内容のシリーズを継続した。SNS被害の事例やネット依存症に焦点をあて、ネット依存症を防ぐためのワンポイントを提案した。	「かめっこ」9月号・1月号において「スマホ世代のみなさんへ」というシリーズを継続した。〇×ネットクイズや、小中学生の疑問に答えるコーナーなど、読者が親しみやすい紙面を工夫し、スマホ使用のルールづくりやスマホ使用のマナーなどについて啓発した。	市広報7月号と11月号に、子供たちがインターネット上の有害情報に触れないためのフィルタリングの大切さについて、保護者を啓発する記事を掲載した。また、市内設置の白ポストから有害図書等を回収し、健全育成のための環境浄化に努めた。	子どものネット・スマホ使用を保護者が見守ることや家庭でのルールづくりの大切さについて、「かめっこ」4月号に啓発記事を掲載した。また、市内設置の白ポストから有害図書等を回収し、健全育成のための環境浄化に努めた。	子どものネット・ゲーム依存について、家庭でのルール作りを促すなど、「かめっこ」4月号に啓発記事を掲載した。また、市内設置の白ポストから有害図書等を回収し、健全育成のための環境浄化に努めた。	ネット・ゲーム依存について、家庭でのルール作りを促すなど、デジタルデトックスについて、丸亀広報7月号に啓発記事を掲載した。また、定期的に市内設置の白ポストから有害図書等を回収し、健全育成のための環境浄化に努めた。	A	継続して「かめっこ」や市広報に、ネット・スマホ時代の子育てについての啓発記事を掲載する。また、少年を守る会とも連携して、有害図書の回収を継続する。
			学校教育課		メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	実施校/校	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
		2.薬物乱用防止の啓発	学校教育課	薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	県薬物乱用防止教育研修会参加校数/校	17	新型コロナの影響のため令和2年度の県薬物乱用防止教育研修会は開催なし。薬物乱用防止教室の実施中学校2校／7校	新型コロナの影響のため令和3年度の県薬物乱用防止教育研修会は開催なし。薬物乱用防止教室の実施中学校2校／7校	新型コロナの影響のため令和4年度の県薬物乱用防止教育研修会は開催なし。薬物乱用防止教室の実施中学校2校／7校	令和5年度の県薬物乱用防止教育研修会は開催なし。薬物乱用防止教室の実施中学校3校／6校	令和6年度の県薬物乱用防止教育研修会は開催なし。薬物乱用防止教室の実施小学校7校／16校 中学校4校／6校	B	方針と同様 薬物乱用防止教室実施校の増加
		3.補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	補導実施回数/回	525	564	553	504	527	438	A	補導員の協力を仰ぎながら夕方・夜の補導活動を継続し、出会った少年に積極的に声をかけ、被害・非行の未然防止に努める。
		4.少年相談	少年育成センター	相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めています。	相談件数/件	58	86	101	72	33	37	A	相談カードや相談チラシ、メール配信、「かめっこ」、市広報を用いた相談窓口の周知に努める。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
Ⅰ：子どもの健やかな成長を支援します	5・成人期に向けての健康づくり・保健対策	1.小児生活習慣病対策	学校教育課	小学校4年生及び中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童・生徒を早期発見し、本人及び保護者に対して保健指導を実施する。さらに必要に応じて医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、児童・生徒と保護者が、食生活・運動習慣・心の健康を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	実施校数/校	21	23	22	20	22	22	A	方針と同様 実施人数増加のため保護者啓発を行う。
		2.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携・協力し、相談支援を行います。また、校内研修を充実し、学校職員のカウンセリング力の向上を図ります。	実施校数/校	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
		3.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	実施校数/校	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
		4.思春期保健教育	学校教育課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験や赤ちゃんふれあい体験、モデル人形を使っでの保育実習、講演会などを実施する。	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。	実施校数/校	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
			健康課	・妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	・妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	実施希望数/回 (実施回数/回)	10	3	4	4	3	7	A	児童・生徒たちが命の大切さについて学べるよう、妊婦体験・赤ちゃん人形の貸し出しについて周知する。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
6 ・ 子 ど も の 心 身 の 育 ち を 助 け る 食 育 の 推 進	1.妊産婦 の食育	健康課		母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	講座参加人数/人	162	・食事に関する講座はコロナ禍により実施なし ・その他の講座で妊産婦の食事についての啓発チラシを参加者113人に配布し情報提供を行った。	・食事に関する講座はコロナ禍により実施なし ・その他の講座で妊産婦の食事についての啓発チラシを参加者172人に配布し情報提供を行った。	・マイナス1歳からはじめる子育て講座で、妊産婦の食事について参加者54名に啓発した。	・マイナス1歳からはじめる子育て講座で、妊産婦の食事について参加者63名に啓発した。	マイナス1歳からはじめる子育て講座で、妊産婦の食事について参加者344名に啓発した。	A	妊娠・出産期に必要な食事について啓発する。
		健康課				参加人数/人	個別788 集団1,335	個別787 集団1,294	個別837 集団379 情報提供(チラシ発送)832	個別888 集団356 情報提供(チラシ発送)862	個別948 集団567 情報提供(チラシ配布)925	個別803 集団578 情報提供(チラシ配布)903	A	小児生活習慣病の知識を重点に啓発し、食育の土台づくりを図る。
	2.子どもの 食育	幼保運営課		子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるきっかけとなる教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	・家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心をもてるよう働きかけていくほか、現代の課題やニーズに合った講座や教室等を開催していきます。 ・自園調理を行う保育所・こども園では、保育の内容の一環として食育を位置付け、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 ・保護者が食への理解を深め、食事を作ることや、子どもと一緒に食べることができるように支援します。 ・子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 ・子どもが安心して豊かな給食時間を過ごせ、健康のための食事について学べるように支援します。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対する興味・関心や感謝の気持ちが育まれたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を使用したクッキング活動、また、子どもが家庭に持ち帰って晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子クッキングなどにより得た収穫の喜びや親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。	A	・日々の生活や遊びの中で、子どもたちが様々な食に関わる体験を積み重ねることで、食べることに興味・関心をさらにもつようにする。 ・県食育事業の活用や保護者・地域と連携するなど、工夫して食育の大切さを伝えていく。	
		学校教育課				食に関する授業実施回数/回 家庭教育学級等講話回数/回 肥満指導等個別指導実施人数/人	211 43 34	179 8 0	185 3 0	180 9 0	170 10 0	170 9 0	A	方針と同様 食に関する授業実施回数の増加。
学校給食センター				食育だよりの発行/回 給食試食会の開催/回 (参加人数/人)	11 25 (935)	12 0 (0)	11 2 (13)	11 0 (0)	11 3 (41)	11 5 (64)	A	地元生産者と連携した地産交流会の実施や、地産地消のDVDを作成し、食育活動に活用する。		
まなび文化課			食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。	実施回数/回 (対象人数/人)	9 (43)	10 (13)	10 (16)	10 (16)	10 (24)	10 (24)	A	食育講座や体験型教室を継続して実施し、知識の充実と技能の向上を図る。		

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
Ⅰ：子どもの健やかな成長を支援します	7：人間性や個性を育む環境整備	1.図書館事業	図書館	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	ブックスタート参加人数/人	772	804	804	709	710	705	A	3ヶ月検診が集団から個別の検診へと変更した為、健康課の赤ちゃん訪問の際に絵本を手渡してもらっている。今後も健康課と連携して配布を行い、絵本を通じた家族のふれあいから読書につながる機会となるよう努める。
			図書館		セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	900 (88.7)	870 (89.6)	873 (91.1)	865 (86.9)	783 (82.5)	746 (81.4)	A	小学校入学前の幼児に自分の本として選ぶ喜びから読書につながるよう、市内保育所等に協力を仰ぎ、引き続き対象者全員への配布に努める。	
		2.文化芸術鑑賞の機会の提供	まなび文化課	美術館において親子を対象としたワークショップを開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館では親子を対象としたワークショップなどを開催するほか、小中学校などでは文化芸術鑑賞の機会を提供する。	開催回数/回 実施校/校	美術館ワークショップ等11回 (親子でミモカを含む) 1,235人	美術館ワークショップ等23回 (親子でミモカを含む) 1,980人	美術館ワークショップ等42回 (親子でミモカを含む) 2,614人	美術館ワークショップ等69回 (親子でミモカを含む) 3,997人	美術館ワークショップ等75回 (親子でミモカを含む) 5,218人	美術館ワークショップ等20回 (親子でミモカを含む) 2,536人	A	美術館において親子でアートを鑑賞する機会やワークショップによる造形体験の機会を提供するとともに、アイレックス及び丸亀市民会館開館準備事業として学校と連携したアウトリーチ事業を実施し、引き続き文化芸術に触れることを通して非認知能力が育まれるよう努める。
							文化芸術鑑賞教室5回 2,152人	文化芸術鑑賞教室0回 0人	文化芸術鑑賞教室2回 112人	文化芸術鑑賞教室8回 1,360人	文化芸術鑑賞教室10回 1,424人	文化芸術鑑賞教室18回 1,504人		
		3.異年齢交流・異学年交流・地域連携	幼保運営課	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼稚園・保育所(園)・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、地域連携を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・地域の特性を生かした行事や人々との交流を通し、豊かな経験の中で、地域文化や伝統に親しんでいる。 ・日常生活の中で、異年齢交流や近隣の幼・保・こ・小との交流、また園内外の行事や施設の慰問など地域との連携を継続的にを行い、地域の中でつながっているという安心感となっている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	A	・異年齢児が交流できる環境づくりを実施し、思いやりや豊かな心、人と関わる力を育んでいく。 ・地域の様々な人と関われるよう環境を工夫し、地域の良さや人々の温かさが感じられるように努めていく。
							実施校数/校	23	23	23	23	22		

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
	4.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、 広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	講演会や研修の実施や 広報誌などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回 (参加者数/人)	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/7回 (参加者数/457人)	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/0回 (参加者数/0人)	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/0回 (参加者数/0人)	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/3回 (参加者数/100人)	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/0回 (参加者数/0人) 広報誌への掲載 回数/22回	幼稚園等の保護者への人権研修(家庭学級講座) 回数/0回 (参加者数/0人) 広報誌への掲載 回数/17回	A	保護者を対象とした研修依頼がなかったため、実施していないが、広報誌による啓発は継続して実施することができた。 広報誌による掲載も引き続き行う。
		幼保運営課	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	・幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験を通して、一人ひとりを大切にし、子どもの心身の健やかな成長、発達を図るほか、子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。		・様々なテーマで子どもや保護者に対して人権集会を行い、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、一人一人の子どもの人権が保障される教育・保育の在り方について、保護者とともに考える場づくりになっている。 ・自尊感情や友だちを認めたり支えあうなかまづくりにつながるよう、日々の保育を大切に実施した。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	・様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	A	・日々の保育・教育を大切にし、自他を認めたり、支え合う気持ちの基礎を培っていく。 ・人権について職員間で共通理解し、人権感覚を磨き、人権意識の向上を図る。
		学校教育課				実施校数/校	23	23	23	23	22	22	A

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
		5.子どもの 体力づくり	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。	・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 ・スポーツ少・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	体力向上プラン策定校数/校	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
			スポーツ推進課	丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、地元プロスポーツチームなどとも連携を図りながら、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。		実施回数/回	・指導者養成事業4回 ・リーダー養成事業5回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室65教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回 ・運動あそび指導員派遣事業10回 ・まる・カマきっず19回	・指導者養成事業0回 ・リーダー養成事業0回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)8回、(県外)4回 ・少年スポーツ教室65教室 ・運動会必勝塾0回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾5回 幼児野球あそび体験塾1回 ・スポーツ少年団交流大会事業1回 ・運動あそび指導員派遣事業13回	・指導者養成事業2回 ・リーダー養成事業4回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)7回、(県外)3回 ・全国大会派遣事業4回 ・少年スポーツ教室63教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回 ・スポーツ少年団交流大会事業0回 ・運動あそび指導員派遣事業9回	・指導者養成事業2回 ・指導者協議会関係事業1回 ・リーダー養成事業6回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)8回、(県外)6回 ・競技大会運営事業7回 ・国際交流活動事業1回 ・組織整備教化事業10回 ・全国大会派遣事業3回 ・少年スポーツ教室67教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回 ・スポーツ少年団交流大会事業1回 ・運動あそび指導員派遣事業13回	・指導者養成事業2回 ・指導者協議会関係事業1回 ・リーダー養成事業5回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)8回、(県外)6回 ・競技大会運営事業8回 ・国際交流活動事業1回 ・組織整備教化事業10回 ・全国大会派遣事業11回 ・少年スポーツ教室59教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回 ・スポーツ少年団交流大会事業1回 ・運動あそび指導員派遣事業21回	・指導者養成事業2回 ・指導者協議会関係事業1回 ・リーダー養成事業4回 ・スポーツ少年団交流活動事業(市内)8回、(県外)6回 ・競技大会運営事業7回 ・国際交流活動事業1回 ・組織整備教化事業10回 ・全国大会派遣事業13回 ・少年スポーツ教室58教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾2回 ・運動あそび応援塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・幼児野球あそび体験塾1回 ・ボールはともだち大作戦1回 ・スポーツ少年団交流大会事業1回 ・運動あそび指導員派遣事業20回	A	スポーツ少年団の活動支援、子ども達の発達発育に応じた適切な指導を行える指導者養成、子ども達が楽しく運動を意欲的に取り組めて運動習慣が定着する事業を実施していく。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
Ⅰ：子どもの健やかな成長を支援します	8・総合的・継続的な障がい児支援	1.発達相談(こども相談、ことばの相談など)	健康課	子どもの発達の悩みにについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施する。 【こども相談】 子どもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施する。	心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。	こども相談延べ件数/件	78	70	107	93	71	64	A	子どもの心身の発達や情緒・行動面について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。
			健康課	ことばの相談 【ことばの相談】 きこえやことばの発達の不安について言語聴覚士による相談を実施する。		ことばの相談延べ件数/件	401	383	401	422	350	340	A	ことばの発達や発音について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。
		2.特別支援教育・障がい児保育	幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。		加配対象者数/人	473	581	618	561	569	612	A	方針と同様 加配を必要とする子どもの受入れのため、加配職員の増員に努める。
			学校教育課			配置人数/人 実施回数/回	小39人、中5人 105回	小39人、中5人 110回	小39人、中5人 103回	小39人、中5人 95回	小44人、中5人 96回	小47人、中7人 95.5回	A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数の増加と効果的な配置に努める。
		3.発達障がい児支援	幼保運営課	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。		相談回数/回 (延べ利用者数/人)	329 (1,063)	323 (628)	318 (518)	320 (639)	255 (853)	397 (873)	A	方針と同様 新規の相談者の増加に加え、相談内容の広範化という現状を踏まえ、対象児童や保育士等に対する支援体制の充実を図っていく。
			学校教育課			研修実施回数/回	5回	新型コロナの影響により集合研修が実施できなかったため、資料送付による個別研修とした。	ホームページにて動画配信(3回)とコラム掲載を行い、個別研修とした。	特別支援教育支援員を対象に年度当初に1回実施した。	特別支援教育支援員を対象に年度当初に1回実施した。	特別支援教育支援員を対象に年度当初に1回実施した。	A	研修の在り方を検討し、相談支援や研修の充実に努める。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
	8・総合的・継続的な障がい児支援	4.障がい福祉サービス	福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。（医療型は治療も行う。）	障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。	利用延人数/人	1,852	2,347	2,402	2,670	2,841	3,098	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。		利用延人数/人	4,667	4,983	5,259	5,499	5,806	6,401	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		利用延人数/人	24	6	3	2	11	83	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	807	920	1,068	1,260	1,555	1,737	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標		
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度	
Ⅱ：子どもを育む家庭を支援します	1．切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	1.母子健康手帳などの発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	・妊娠届け時から健康管理の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充実します。 ・親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で子育てできるような家族力を高める取組を行います。 ・出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるように、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。 ・妊娠期から生活習慣の見直しを図り健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。	発行部数/部	881	839	878	773	707	708	A	妊娠届時に保健師・助産師による面接を行い、安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援する。	
		2.母子保健推進員・愛育班の育成・支援	健康課	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。		推進員人数/人	96	99	88	82	87	92	A	地域の身近な相談者として、妊産婦やその家族への声かけや面談を通して寄り添う支援を行う。 家族で健康づくりに取り組めるよう生活習慣（食事・歯みがき・タバコ）の呼びかけを行う。	
						訪問件数/人	169	82	89	98	60	45			
						声かけ数/人	2,218	869	1,222	1,581	1,257	1,525			
						研修/人	226	90	159	161	189	187			
		愛育班員数/人 （家庭訪問件数/件）	238 （17,229）	228 （14,075）		166 （10,530）	178 （8,691）	164 （4,118）	165 （4,552）						
		3.妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策等）	健康課	妊産婦や子ども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進していく。		<喫煙率>								A	妊娠期から生活習慣病予防（飲酒・喫煙）について健康相談・健康教育等を行い、知識の普及啓発に努める。
						母子手帳発行時/%	3.0	3.3	2.3	2.0	2.1	2.1			
						3ヶ月健診/%	4.8	7.0	5.0	6.8	6.8	7.3			
						1歳6か月健診/%	8.4	8.2	9.1	9.8	8.1	9.4			
						3歳児健診/%	9.2	10.5	10.0	10.2	10.4	10.0			
		4.産後ケア事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		実利用件数/件	3	2	宿泊型1人2日間 通所型5人12日間	宿泊型4人28日間 通所型9人12日間	宿泊型7人28日間 通所型18人32日間 訪問型17人34日間	宿泊型13人43日間 通所型43人88日間 訪問型35人69日間	A	実施施設に医療機関を追加し、出産後の個々のニーズに応じた支援ができるよう体制を整える。利用促進を図れるよう周知啓発を行い、出産後の育児負担軽減を図る。	
		5.妊婦・乳幼児健康診査	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。		妊婦一般健診受診数/回	10,026	9,858	10,382	9,420	8,752	8,553	A	妊婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認するとともに、妊婦や保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。	
						乳児一般健診受診数/回	1,370	1,357	1,439	1,337	1,254	1,182(1か月児健診含む)			
						3か月健診受診数/人	767	876	796	819	705	705			
						1歳6か月健診受診数/人	842	892	845	823	842	810			
						3歳児健診受診数/人	841	933	969	866	862	825			

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
		6.乳児家 庭全戸訪 問事業(こ んにちは 赤ちゃん 訪問)	健康課	生後4か月までの乳児 のいる全家庭を訪問し、 子育て支援に関する情 報提供や養育環境など の把握を行うほか、養 育についての相談に応 じ、助言その他の援助 を行う。	子どもの病気の予防と 早期発見のため、乳幼 児の発達段階に応じた 健康診査や保健指導、 予防接種などを行い、 育児支援を充実します。	実訪問件数/件	816	685	840	764	722	699	A	産婦やその家族が希望す る時期に訪問できるよう体 制整備を図り、安心して育 児ができるよう支援する。
		7.養育支 援訪問事 業	健康課	養育支援が必要な家庭 を訪問して、保護者の 育児・家事などの養育 能力を向上させるため に支援を行う。また、丸 亀市要保護児童対策地 域協議会の機能強化を 図るための取組みも支 援する。		延訪問件数/件	103	106	176	155	166	104	A	養育が必要な家庭を訪問 し、妊産婦やその家族が安 心して妊娠・出産・育児が できるよう支援する。
		8.妊産婦・ 乳幼児相 談・健康教 育	健康課	母子健康手帳発行時や ウエルカム広場などに おける相談や、健康づく りや子育てについての 情報提供を行うことによ り、妊産婦や乳幼児を 持つ保護者が安心して 子育てできるよう支援す る。			保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	保健師・栄養士・助産 師・歯科衛生士・医師 等による健康教育・相 談を実施	A	妊娠・出産・育児の各期に おいて相談事業や情報提 供することにより対象者の 不安が軽減できるよう支援 する。
		9.予防接 種	健康課	各種予防接種 ・BCG・四種混合(百日 せき、ジフテリア、破傷 風、不活化ポリオ)・MR (麻しん風しん混合)・日 本脳炎など		BCG/件	798	862	791	834	727	665	A	各予防接種の対象年齢時 に接種できるよう健診や相 談時を利用し、接種の確認 と勧奨を行う。また、関係機 関と連携し予防接種の周 知・啓発を行う。
						四種混合/件	3,464	3,461	3,287	3,239	3,159	1,063		
						五種混合/件						1,918		
						MR(麻しん風しん混合)/件	1,798	1,788	1,701	1,703	1,676	1,476		
						日本脳炎/件	3,903	4,114	2,231	3,827	3,464	3,613		
						ヒブ/件	3,287	3,510	3,327	3,325	2,895	845		
						肺炎球菌/件	3,386	3,442	3,316	3,322	2,890	2,804		
						水痘/件	1,722	1,672	1,608	1,489	1,540	1,396		
		10.乳幼児 の事故防 止	健康課	子育て安全チェックリス トの配布や健康教育な どを通じて、乳幼児の事 故防止の啓発を行う。	子育て安全チェックリス トの配布や健康教育な どを通じて、乳幼児の事 故防止の啓発を行いま す。		健診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ	健診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ。健診案内時に 啓発チラシを同封し た。	健診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ。健診案内時に 啓発チラシを同封し た。	健診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ。健診案内時に 啓発チラシを同封し た。	健診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ。健診案内時に 啓発チラシを同封し た。	赤ちゃん訪問時に事 故予防について周知 啓発を行った。また健 診会場や保健セン ター等の壁や廊下に 事故予防チェックリス トを貼付し自己チェッ クできるように取り組 んだ。健診案内時に 啓発チラシを同封し	A	乳幼児期の月齢に応じた、 事故予防の普及・啓発を行 う。
		11.小児医 療	健康課	妊婦や小児の医療に関 する情報提供や、必要 時には医療機関と相互 に連絡を取り合ってケー ス会を開くなど、関係機 関との連携を図る。	妊婦や小児の医療に関 する情報提供や、必要 時には医療機関と相互 に連絡を取り合い、ケ ース会を開くなど、医 療機関などとの連携・充 実を図ります。		必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	必要に応じて医療機 関と連携を取りながら 対応した。	A	必要に応じて医療機関と連 携を取りながら支援してい く。
		12.歯科保 健	健康課	妊婦を対象に市内の委 託歯科医療機関におい て、また、1歳6か月児健 康診査、3歳児健康診査 時に歯科健康診査を実 施する。年に1回、歯と 口の健康週間まつりを 開催する。これらを通 じ、むし歯予防など歯科 保健についての意識を 高める。	妊婦歯科健診をはじ め、各種健診の受診率 の向上に努めます。	妊婦歯科受診者数/人	403	360	425	377	338	337	A	妊娠期からの口腔ケアの 大切さについて普及・啓発 していく。
						受診率/%	42.8	41	46.7	47.0	45.7	45.9		
						歯科無料健診 参加者数/人	896	実施なし	実施なし	実施なし	404	506		
						う歯罹患率 (1.6健診)/%	1.4	7.4	1.4	1.3	1.8	1.0		
						う歯罹患率 (3歳健診)/%	18	18.9	18.0	17.9	14.9	11.9		

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
Ⅱ：子どもを育む家庭を支援します	2 ・相談支援・情報提供	1.利用者支援事業	健康課・子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	まる育サポートにおいて、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実を図ります。		利用者支援事業（基本型）を子育て支援課で、利用者支援事業（母子保健型）を健康課で実施。	利用者支援事業（基本型）を子育て支援課で、利用者支援事業（母子保健型）を健康課で実施。	利用者支援事業（基本型）を子育て支援課で、利用者支援事業（母子保健型）を健康課で実施。	利用者支援事業（基本型）を子育て支援課で、利用者支援事業（母子保健型）を健康課で実施。	利用者支援事業（基本型）を子育て支援課で、利用者支援事業（母子保健型）を健康課で実施。	子育て支援課（基本型）1か所（こども家庭センター型児童福祉機能）1か所 健康課（こども家庭センター型母子保健機能）1か所	A	こども家庭センターと関係機関とのスムーズな情報共有や連携を行うことで、継続的に支援を進めていく。
		2.家庭児童相談	子育て支援課	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	相談延件数/件 （実人数/人）	2,600 （361）	3,421 （462）	3,491 （418）	4,998 （398）	6,361 （436）	6,600 （499）	A	引き続き関係機関との連携を図りながら、子育てや家庭に関する様々な相談に対応し、支援を行っていく。また、R7年度に開設したこども家庭センターにおける母子保健との一体的な相談体制の構築に取り組む。
		3.子育て支援情報ホームページの開設・運営	子育て支援課	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。	アクセス数/件	76,980 （新規事業：令和元.11.21～令和2年3月末）	395,709	235,076	138,795	43,916	59,475	A	子育てに関する幅広い情報を提供し、子育て世代を支援する。
		4.子育てナビ「まるLouLou（るる）」	健康課	丸亀市の子育てに役立つ情報が検索できるアプリ。子育てに関する疑問や悩みの相談にも対応する。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	アクセス数/件	1,136	1,476	1,791	1,982	114,245 （登録者数723人） * R5年6月よりアプリが「まるLouLou」に変更 母子手帳の記録機能も有	150,507 （登録者数1,167人）	A	引き続き子育て情報の充実を図るとともに、プッシュ通知によるお知らせや予約受付など利用者の利便性の向上に努める。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標		
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度	
	3 ・ 地域 にお ける 多様 な保 育ニ ーズ 等へ の対 応	1.待機児 童の解 消	幼保運営課	0～2歳児においては、 現在利用されていない 保育室を活用するなど、 既存保育所の定員枠拡 大に取り組み、市全体 で受入れ体制を整えて いく。 待機児童の発生原因の 一つが保育士不足とい う現状を踏まえ、新卒 保育士や潜在保育士へ の働きかけなどにより、 保育士確保に努める。 新たに開設を計画する 地域型保育事業者など へ積極的に情報提供を 行い、新規参入を促す。 待機児童の解消に向 けて、市単独の修学資 金の貸付や人材バンク の実施のほか、私立園 に対する保育士人件費 補助などを通して、一 層の保育士確保に努 める。	待機児童の解消に向 けて、市単独の修学資 金の貸付や人材バンク の実施のほか、私立園 に対する保育士人件費 補助などを通して、一 層の保育士確保に努 めます。	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	101 49	0 66	0 53	0 63	0 49	0 47	A	令和7年4月1日現在にお いても待機児童0人であ ったので、引き続き市単 独の人件費補助や就職 準備金の貸付、さら には潜在保育士の掘 り起こしなどの保育 士確保対策事業に取 組むことにより、さ らに多く市内の保 育所等で働く保育 士を確保し、保育 ニーズの受け皿確 保に努める。 また、公立園につ いては、働き方改 革を進め、保育 士確保・離職防 止に努める。	
		2.乳児保 育事業	幼保運営課	保護者の就労事情など により、0歳児からの 保育を実施する。	乳児保育、時間外(延 長)保育事業、一時預 かり事業、子育て短 期支援事業、子育て 援助活動支援事業 などの地域子ども・ 子育て支援事業の 充実を図ります。	実施か所数/園	17	18	18	18	18	18	A	実施箇所数は目標を達 成したものの、低年 齢児を中心とした私 的待機は多く発生 している状況である ことから、保育士確 保に努め、受入人数 の拡大に努める必 要がある。	
		3.延長保 育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子 どもについて、保護 者の就労時間などに より、通常の利用日 及び利用時間以外 の日及び時間にお いて保育を行う。		実施か所数/園	16	17	17	17	17	17	18	A	令和6年度より、私 立こども園が認可を 受けたため18園で 実施した。引き続 き、受入れ先の維 持・確保に努める。
		4.一時預 かり事業	子育て支援課	【一般型】 保護者の就労・病 気などにより、家 庭において一時的 に保育が困難とな った就学前の子 どもを保育所(園) などで受入れ、 保育を行う。		実施か所数/か所	1 (一般型:コムコム ひろば)	1 (一般型:コムコム ひろば)	1 (一般型:コムコム ひろば)	1 (一般型:コムコム ひろば)	1 (一般型:コムコム ひろば)	1 (一般型:コムコム ひろば)	A	事業の安定的継続 を図る。	
			幼保運営課	【幼稚園型】 幼稚園や認定こ ども園において主 に在園児を対象 に、通常の教育時 間の前後や土曜、 長期休業中に一 時的に預かり必 要な教育を行う。		実施か所数/園	8 (一般型:6、幼 稚園型:2)	10 (一般型:7、幼 稚園型:3)	10 (一般型:7、幼 稚園型:3)	10 (一般型:7、幼 稚園型:3)	10 (一般型:7、幼 稚園型:3)	11 (一般型:7、幼 稚園型:4)	A	方針と同様。 (現在、しおや保 育所は一時休 止中)	
		5.子育て 短期支援 事業 〔ショート ステイ、ト ワイライ トステイ〕	子育て支援課	保護者の病気や 仕事などの理由 により、家庭に おいて子ども を養育すること が一時的に困 難になった場合 に、児童養護 施設などにお いて一定期間、 養育・保護を行 う。		実施か所数/か所	3	3	3	3	3	4	A	利用者の要望に 適切な対応が できるよう、 施設との連携 を強化する。	
						ショート延利用者数/人	69	50	55	60	67	66			
						トワイライト延利用者数/人	11	0	4	9	42	37			
		6.子育て 援助活動 支援事業 〔ファミ リー・サ ポート・セ ンター〕	子育て支援課	乳幼児や小学生 の児童がいる 子育て家庭を 対象に、援助 をお願いした い人(おねがい 会員)と、育 児の援助を行 いたい人(まか せて会員)が 会員登録をし、 会員相互間で 育児の援助を 行う。		実施か所数/か所	1	1	1	1	1	1	A	登録会員数の増 加を目指す。	
						まかせて会員数/人	218	222	230	199	209	212			
					お願い会員数/人	863	885	866	827	718	664				
					両方会員数/人	37	43	42	46	49	50				

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
		7.病児・病 後児保育 事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急 な病気になった場合に、 病院・保育所(園)など に付設された専用ス ペースにおいて、看護 師などが一時的に保育 を行う。	より身近な場所で利用 ができるよう、実施施設 の増加に努めます。	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	1	B	事業の周知をすすめる。 ニーズに応じた対応を進 め、実施施設の増加につい て検討を行う。
						市内利用数/人	1,107	612	957	835	1,261	1,039		
						市外利用数/人	237	135	276	208	248	248		
		8.子育て ホームヘル プサー ビス	子育て支援課	小学校3年生までの子 どもの保護者が、疾病 や出産などの理由で一 時的に育児・家事に関 する援助を必要とする 場合、家庭へホームヘル パーを派遣する。	小学校3年生までの児 童の保護者が、疾病や 出産などの理由で一時的 に育児・家事に関する 援助を必要とした場合 にスムーズに対応でき るよう、子育てホームヘル プサービス事業の充 実に努めます。	利用延日数/日 (利用実人数/人)	17 (2)	24 (3)	19 (4)	47 (9)	34 (5)	18 (3)	A	利用申請があった際に適 切な対応ができるよう、支 援の充実を図る。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
		5.子育て 支援総合 相談窓口	子育て支援課	妊娠期から18歳までの 子育てに関するあらゆる 相談に、専門相談員 が幅広く対応し、必要に 応じて保健・医療・教 育・福祉などの各機関と 協力しながら、継続的な 支援を行う。	市町村子ども家庭総合 支援拠点（子育て支援 総合相談窓口のうち、ま る育サポート～あだあ じおと家庭児童相談室 の連携、関係機関との 連絡調整）の機能の充 実を図り、児童虐待の 防止に努めます。	利用件数/件 うち窓口相談/件 専門相談/件	363 175 188	402 160 242	1,004 379 625 新たな取組 ・半日専門相談員 の常駐 ・休日相談の実施 ・ホームページの開設 ・保育現場への研修 ・保育教育相談日	1,047 414 633 新たな取組 ・保育士の半日常駐	975 325 650	941 258 683	A	令和7年4月に設置したこ ども家庭センターにおい て、母子保健と児童福祉が 一体となり、妊娠期からこ どもが18歳になるまで、切 れ目なく支援できるように 体制を整えていく。 また地域の身近な相談窓 口であることも家庭セン ター連携相談窓口や関係 機関と連携しながら相談対 応に努める。
	5 ・家 庭 の 教 育 力 の 向 上	1.家庭教 育講座	まなび文化課	教育・保育施設や小・中 学校に通う子どもの保 護者を対象に家庭教育 講座を実施し、子どもに 関わる大人の学びの場 を提供し、子どもの成長 について理解を深めたり、 自身の抱える課題を 共有して解決へ導く。	・保護者の教育力を高め るため、子どもの成長 や子育てに関する知識 や技術が学べる講座を 開催し、子どもの成長や 子育てについて理解を 深めます。また、講座に 参加することで、子ども を育てる中で抱えている 課題を共有・分析し、そ の解決につなげていき ます。 ・希望する講座が受講 できるよう、日数を増や すことができるよう調整 します。	実施回数/回 （参加者数/人）	23 （1,672）	4 （125） 新型コロナウイルスの 影響で実施数減	5 （190） 新型コロナウイルスの 影響で実施数減	10 （301） 新型コロナウイルスの 影響で実施数減	15 （474）	19 （672）	A	保護者の教育力向上を図 るとともに、課題や悩み事 など、子育ての問題解決に 向けての講座を充実させる。 また、コロナ対策が規制 緩和されたことで、より一 層の講座開催を促す。ま た、保護者のニーズや悩み 事を事業に反映させるた め、各講座実施後にアン ケートを実施する。
		2.PTAとの 連携	学校教育課	共通課題（小・中学生の スマホ等適正な利用な ど）について、情報交換 を活発に行い、協働して 課題解決に取り組む。		配布校数/校	23	23	23	23	23	22	A	方針と同様
		3.子ども講 座	まなび文化課	親子のふれあいや物づ くり体験に主眼を置き、 知識や技能の習得に加 え、新たな仲間づくりの 機会を提供する。	子どもたちの知識や技 能の向上を図るための ニーズにあった講座を 継続して開催していきま す。	講座数/講座 （参加人数/人）	4 （80）	4 （44）	4 （54）	4 （70）	4 （66）	4 （80）	A	子どもたちの知識や技能の 向上を図るため、ニーズに あった講座を企画し、情報 発信を行う。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
Ⅱ：子どもを育む家庭を支援します	6・経済的支援	1.こども医療費助成制度	子育て支援課	18歳までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	各種制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	助成件数/件	260,263	208,693	231,362	230,460	※令和5年度より15歳から18歳に延長 304,349	308,183	A	制度の周知を図る。
		2.丸亀市ここのとり支援事業	健康課	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。		助成延件数/件	148	130	195	183	197	155	A	制度の周知を図る。
		3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。		助成件数/件	53,099	46,155	48,126	48,321	48,845	47,814	A	制度の周知を図る。
		4.保育料の軽減	幼保運営課	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。			10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	A	引き続き、国の幼児教育無償化を行う。
		5.就学援助制度	教育部総務課	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部または全額を支給し、負担軽減を図る。		事前周知状況/%	100	100	100	100	100	100	A	制度の周知を図る。
		6.幼児教育・保育に係る給食費の無償化	幼保運営課	子育て世帯の負担軽減のため、全ての3歳児から5歳児までの給食費を無償化する。	国の幼児教育・保育の無償化の導入を円滑に進めるとともに、本市独自の給食の無償化を実施します。	事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	方針と同様	
		7.多子世帯出産祝金支給事業	子育て支援課	多子世帯の3人目以降の子どもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図る。	多子世帯の負担軽減のため、出産祝金を支給します。	支給件数/件	—	129	180	127	118	115	A	制度の周知を図る。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
	7・ 配慮が 必要な家 庭への支 援	1.ひとり親 家庭自立 支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	延相談件数/件	1,065 (母子1,023) (父子42)	907 (母子875) (父子32)	759 (母子737) (父子22)	420 (母子396) (父子24)	461 (母子448) (父子13)	198 (母子189) (父子9)	A	方針と同様
		2.生活困 窮者自立 相談支援	福祉課	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行う。	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行います。	学習支援事業： 学習支援員(教員免許取得者)4名を配置し、児童及び保護者と面談のうえ、児童ごとに学習指導内容を決定。毎週土、木に実施し、週2回の利用可。	実施回数 小学生延べ47回 延べ367人 中学生延べ49回 延べ370人	実施回数 小学生延べ42回 延べ271人 中学生延べ42回 延べ243人	実施回数 小学生延べ41回 延べ246人 中学生延べ40回 延べ137人	実施回数 小学生延べ49回 延べ212人 中学生延べ51回 延べ179人	実施回数 小学生延べ51回 延べ228人 中学生延べ48回 延べ161人	実施回数 小学生延べ47回 延べ218人 中学生延べ47回 延べ135人	A	方針と同様
		3.多言語 による情 報提供	子育て支援課 ほか	市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報入手しやすいよう、多言語による情報提供や窓口における通訳の確保に努めます。	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備。	継続	継続	継続	継続	継続 虐待予防啓発チラシについても多言語対応を行った。	継続	A	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
Ⅲ：安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	１・安心安全なまちづくり	1.交通安全施設の点検整備	建設課	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、通学路安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、交通安全教育や環境の整備・改善に取り組みます。	カーブミラー新設数/基	35	40	43	22	31	44	A	カーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの道路付属物を、必要に応じ設置するほか、設置した施設の維持管理にも努める。また、子供たちが利用する通学路については、学校、保護者、警察、道路管理者など、関係機関が連携して、改善に取り組む。
		2.通学路の点検やカラー化などによる安全確保	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう一定の基準に基づき通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。			通学路のカラー化を行った箇所の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	通学路のカラー化を行った箇所の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	カラー化実施箇所の点検や各小学校への通学路の指定状況のヒアリングに着手した。	カラー化実施箇所の点検結果から塗り直し作業を実施、また、通学路の指定状況のヒアリングについては完了した。	点検結果から薄くなった箇所の塗り直しと、通学路指定状況調査から新たに着色が必要となった新規路線のカラー化を行った。	引続き、点検結果からカラー化の塗り直し作業と、新たに通学路となった新規路線のカラー化を行った。		
		3.交通安全指導・啓発	生活環境課	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室を実施し、子ども自らが交通事故から自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	133	75 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため減少した。	82	88	99	108	A	方針と同様
		4.不審者情報の提供	生活環境課	Fネット通信を丸亀市ホームページへ掲載	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	配信件数/件	13	22	22	21	20	12	A	配信により情報共有。
			少年育成センター	学校・関係機関へFAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、青パトでパトロールを実施する。		配信件数/件	48	45	29	22	15	24	A	FAXおよびメール配信、市ホームページで不審者情報を学校・警察・保護者・地域へ提供するとともに、発生場所を重点箇所に加え、青パトで巡回する。
		5.防犯パトロール	生活環境課	地域ぐるみで地域安全活動（自主防犯パトロール隊）が行われるよう支援する。		団体数/団体	23	23	23	23	22	22	A	方針と同様
		6.防犯意識啓発	生活環境課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。		防犯教室開催数/回		防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 55 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため減少した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 45 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため減少した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 58	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 58	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 61	A	方針と同様
		7.緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。		設置件数/件	3 （新設）	5 （新設数）	3 （新設数）	14 （新設数）	7 （新設数）	11 （新設数）	A	市広報などを通じて、積極的な新規設置を呼びかける。また、校区の学校に情報を提供する。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
	2 ・子育てバリアフリーのまちづくり	1.道路改良時の歩道等のバリアフリー化	建設課	道路の改良時などにはバリアフリー化を考慮した計画、施行を行います。	交通弱者である歩行者などが利用する歩道の整備には、引き続き、バリアフリー化を考慮に入れた計画、施工を行います。		JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺では、県道丸亀停車場線の歩道整備によりバリアフリー化され、子育て世代のみならず、みんなに優しい歩道空間となった。	県営事業として、県道高松善通寺線のうち県道丸亀停車場線との交差点から丸亀郵便局南西交差点までの区間で、無電柱化による歩道のバリアフリー化事業が着手された。	県営事業として、県道高松善通寺線のうち県道丸亀停車場線との交差点から丸亀高校北側市道との交差点区間において、無電柱化による歩道のバリアフリー化が進められている。	JR丸亀駅北側の市道において歩道修繕工事を実施した。また、県営事業として、県道高松善通寺線のうち県道丸亀停車場線との交差点から丸亀高校北側市道との交差点区間において、歩道の無電柱化が進んでおり、歩道のバリアフリー化が推進されている。	A	香川県が実施する県道高松善通寺線の無電柱化と、市が実施する市道丸亀駅前線他(駅前広場)の舗装修繕やスロープ構築等により、歩道等のバリアフリー化を進める。
		2.公共施設における授乳室等の整備促進	庶務課ほか	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなど、本庁舎における施設整備を促進する。	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、庁舎における施設整備を図ります。		おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7 ※授乳室の授乳用椅子を利用しやすいものに交換した	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7	A	おむつ替えスペース及び授乳室、多目的トイレの維持管理に努める
		3.マタニティマークの活用	健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。		配布数/枚 881	839	865	764	707	708	A	マタニティマークの普及・啓発を行う。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
Ⅲ：安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	3 ・仕事と子育てが両立できるまちづくり	1.男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消	人権課	市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	・男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 ・家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努める。		・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社)※内1社は、従業員5人の事業所であり、3年連続の支給となった ・子どもと作ろう!!男性料理教室開催(4回、116人参加) ・仕事と育児/介護の両立支援セミナー開催(3回、16団体17人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートを実施(回収率52.6%)。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(5社)※農業法人、医療機関からの申請もあり、支給事業所の形態が多様化した ・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催の講演会にて「コロナ危機は働き方を見直すチャンス」を実施。153人が参加※・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣事業の支援終了後の2企業の姿などを追跡取材し、講演会会場にてパネル展示。	・令和4年度から5年間を計画期間とする第4次男女共同参画プランまるがめを策定。プラン策定のため、教頭会を含めたヒアリング(9か所)を実施したほか、意識醸成のため市民フォーラムを開催(2回、58人参加) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社)※うち1社は3年連続の支給となった。	・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社)※うち1社は3年連続の支給となった。 ・男女共同参画セミナー「～基礎から学ぶ～家族みんなでお掃除・収納！」開催(コミュニティ3回、マルタス1回、計80人参加) ・ワーク・ライフ・バランス通信登録企業者数61社	・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催の講演会(演題:女性活躍推進は共家事で決まる!)を実施(参加者145人) ・ワーク・ライフ・バランス通信(企業向けメール配信)登録企業者数:61社	男性の育児参画を促進するための育児休業取得促進奨励金支給制度の周知(R6年度支給6社)のほか、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進を目的に定住自立圏域で講演会(参加者157人)を実施するなど、男女共に仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを促した。また、男女共同参画啓発紙(ハピネス)を全戸配布するとともに、市HPにも掲載し、より広く、より多くの市民が男女共同参画の意識を高められるよう取り組んだ。	A	方針と同様引き続き、市民や企業等への啓発に努め、男女のワーク・ライフ・バランスを推進する。
		2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業観光課	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。		例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	A	引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努める。
		3.勤労者の福利厚生と企業への啓発	産業観光課	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めます。		例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。また、キッズウィークの取組については、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。キッズウィークの取組については、臨時休校となった期間の授業日数を確保するため、事業中止になった。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	A	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績							⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
		4.キッズ ウィークの 推進	学校教育課	毎年10月の第3月曜日の「丸亀子どもデー」を学校、幼稚園、認定こども園の休業日に指定し、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会とする。			-	10月第3月曜日(10/19)を休業日に指定していたが、新型コロナの影響で一斉臨時休業とした対応として、授業日数確保のために中止した。(幼稚園・こども園も中止)	10月第3月曜日(10/18)を学校閉庁日として実施し、保護者の休暇取得に努めた。	10月第3月曜日(10/17)を学校閉庁日として実施し、保護者の休暇取得に努めた。	10月第3月曜日(10/16)を学校閉庁日として実施し、保護者の休暇取得に努めた。	10月第3月曜日(10/21)を学校閉庁日として実施し、保護者の休暇取得に努めた。	A	10月第3月曜日(10/20)を休業日に指定(当該日は学校閉庁日とする)
			幼保運営課						幼稚園、こども園については10月第3月曜日(10/18)を休業日とし、こども園の2・3号児や保育所の保護者には、休暇取得の協力を依頼した。	幼稚園、こども園については10月第3月曜日(10/17)を休業日とし、こども園の2・3号児や保育所の保護者には、休暇取得の協力を依頼した。	幼稚園、こども園については10月第3月曜日(10/16)を休業日とし、こども園の2・3号児や保育所の保護者には、休暇取得の協力を依頼した。	幼稚園、こども園については10月第3月曜日(10/21)を休業日とし、こども園の2・3号児や保育所の保護者には、休暇取得の協力を依頼した。	A	10月第3月曜日(10/20)を休業日に指定(幼稚園、こども園)
			産業観光課 ほか	事業所に対してキッズウィークの周知啓発・協力を関係機関と連携しながら働きかける。	キッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めます。		-	R2年度は事業中止	10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とし、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めた。また、10/16(土)～18(月)にキッズウィーク関連イベントを関係各課・団体により実施した。	10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とし、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めた。また、10/15(土)～17(月)にキッズウィーク関連イベントを関係各課・団体により実施した。	10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とし、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めた。また、10/14(土)～16(月)にキッズウィーク関連イベントを関係各課・団体により実施した。関連イベント数は増加し、市外の団体からもご協力が得られた。	10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とし、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めた。また、10/19(土)～21(月)にキッズウィーク関連イベントを関係各課・団体により実施した。関連イベント数は増加し、市外の団体からもご協力が得られた。	A	方針と同様 また、近隣市町への認知度向上にも努める。

基本 目標	基本 施策	主な 取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績						⑤進捗状 況評価	⑥R7年度の目標	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			R6年度
Ⅲ：安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	4 ・人材育成・支援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点施設などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。		各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	A	方針と同様	
			幼保運営課		ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。		引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	A	方針と同様
		2.地区組織・人材育成の仕組みづくり	健康課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。	愛育班員や母子保健推進員が活動とその重要性を周知し、地域ぐるみで主体的に活動できるよう支援します。		健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	A	方針と同様
			まなび文化課		今後も学校やPTAと連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。	実施回数/回 (参加者数/人)	開催中止 (新型コロナ)	1 (23) PTAと合同開催した家庭教育セミナーでは、「子どものスマホの使い方」をテーマに、オンライン配信を導入したことにより、多くの保護者へ学びの機会を提供できた。	1 (919) PTAと合同開催した家庭教育セミナーでは、「子どものスマホの使い方」をテーマに、オンライン配信を導入したことにより、時間・場所に縛られることのない研修となり、多くの保護者へ学びの機会を提供できた、(現地参加者数10、視聴回数909回)	1 (522) PTAと合同開催した家庭教育セミナーでは、「子どものスマホの使い方」をテーマに、オンライン配信を導入したことにより、場所に縛られることのない研修となり、多くの保護者へ学びの機会を提供できた、(現地参加者数30、視聴回数522回)	1 (648) PTAと合同開催した家庭教育セミナーでは、「子どもが育つ環境を作るには～今、大人たちができること～」をテーマに、オンライン配信も行い、時間・場所に縛られることのない研修となり、多くの保護者へ学びの機会を提供できた、(現地参加者数88、視聴回数570回)	1 (127) 「子どもたちの声に耳を傾ける～不登校の子ども・若者とその家族の支援～」をテーマに、PTA等と合同で家庭教育セミナーを開催した。学校・保護者・地域が直面している共通の課題に対応する内容を提供でき、関係者の意識向上につながった。	A	様々な関係機関と連携しながら、セミナー等を開催し、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。
		3.子どもの体験活動等に関わる団体等への支援	まなび文化課	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	子どもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催します。	団体数/団体	少年団体6 子ども会71	少年団体5 (62) 指導者の育成を目的とした研修会を開催し、異なる活動分野の指導者が、「ヒューマンエラー防止について」という共通のテーマで研鑽を積むことができた。	少年団体5 (62) 指導者の育成を目的とした研修会を開催し、異なる活動分野の指導者が「少年団体活動と勉学の両立について」というテーマで、オンライン配信もあわせて活用したことにより、より多くの指導者が研鑽を積むことができた。 (現地参加者数9、視聴回数61回)	少年団体5 (50) 指導者の育成を目的とした研修会を開催し、異なる活動分野の指導者が、「障害について～ある教え子の挑戦から～」というテーマで、コロナ禍でありながら会場の定員近くの参加者があり、多くの指導者が研鑽を積むことができた。	少年団体4 (44) 指導者の育成を目的とした研修会を開催し、異なる所属の指導者が一堂に会し、「子どものために知っておきたい多様性とジェンダー平等」というテーマで、各団体の指導者が研鑽を積むことができた。	少年団体4 (43) 指導者の育成を目的とした研修会を「仏教の考えを用いた他者を尊重する心やボランティア精神の育み方」というテーマで開催した。それぞれの団体での指導に生かせる内容を提供でき、指導者の資質向上につながった。	A	指導者・育成者のスキルアップを図るため、ニーズに合った研修を実施し、より多くの指導者が学べる機会を提供する。